

申告フローチャート

申告が必要かどうか、確定申告か住民税申告かを簡易的に判断できます。
※確定申告する際は住民税申告は必要ありません。

【住民税申告書の郵送・問合せ先】
〒901-1392
与那原町字上与那原16番地
税務課(住民税係)
☎945-4477

スタート

令和8年1月1日現在
与那原町に住んでいた

いいえ

令和8年1月1日に住んでいた
市区町村へ申告してください

昨年中にどんな収入がありましたか？

はい

収入なし
または
非課税となる
収入のみ ※1

下記の場合は無収入の申告が必要です

- 税証明書が必要な方
- 国民健康保険に加入している方
- 公営住宅に入居している方
- 保育園児、幼稚園児がいる方
- 年金の免除や福祉サービスを受ける方 など

収入なし、または非課税となる収入のみの方は、与那原町公式LINEによる申告を推奨しています。
LINE申告により混雑する申告会場を避けることができます。
与那原町公式LINEによる申告を右記の二次元コードから ▶



与那原町
公式LINE

主に
公的年金収入

- 公的年金収入(400万円以下)のみで申告する控除がない

申告不要

- 公的年金収入(400万円以下)と、公的年金以外の所得が20万円以下

住民税申告

- 公的年金収入が400万円を超えている
- 公的年金収入以外の所得が20万円以上

確定申告

主に
給与収入

- 年末調整済みの給与(1か所)のみ

申告不要

- 給与収入と、給与以外の所得が20万円以下

住民税申告

- 給与収入が2,000万円を超えている
- 控除の追加、変更がある
- 2か所以上から給与がある
- 給与以外の所得が20万円以上
- 年末調整をしていない

確定申告

下記の所得

- 営業
- 農業
- 不動産

- 所得金額より控除の金額の方が多い(所得税が課税されない)

住民税申告

- 所得金額より控除の金額の方が少ない(所得税が課税される)

確定申告

※1 非課税収入には、遺族年金、障害年金、失業給付金などがあります。

※2 このフローチャートは簡易的な目安のため当てはまらない場合もあります。

〈注意点〉

役場の申告会場では、住民税申告と簡易な確定申告のみ受付しています。

下記の内容の申告については、那覇税務署(結の街)またはe-TAXで確定申告を行ってください。

- 分離所得(退職所得、土地、株式等の譲渡、先物取引など)の申告
- 配当所得の申告
- 青色申告
- 損失の繰越申告、繰越控除の申告
- 1回目の住宅借入金等特別控除
- 外国税額控除
- 特定支出控除
- 雑損控除
- 災害関連の控除
- 過年分の申告
- 死亡した方の申告

